

浅口市水道事業の設置等に関する条例及び浅口市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

令和7年3月27日

条例第18号

(浅口市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 浅口市水道事業の設置等に関する条例(平成18年浅口市条例第171号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(浅口市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 浅口市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年浅口市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(令和6年法律第65号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。